

# 留学生ガイドブック

受入編

宇都宮大学留学生センター

Utsunomiya University International Student Center



# もくじ

I	在留手続き	1
I-1	外国人登録	1
I-2	国民年金の加入	2
I-3	在留期間の更新	3
I-4	資格外活動許可（アルバイト）	3
I-5	一時出国と再入国許可	4
I-6	在留資格の変更	6
I-7	家族の呼び寄せと家族の在留期間更新	6
	(1-7-1) 在留資格認定証明書の交付申請	6
	(1-7-2) 家族の在留期間更新	7
I-8	在留資格取得許可申請（子どもが生まれたとき）	8
II	宿舎	9
II-1	宇都宮大学国際交流会館	9
II-2	宇都宮大学陽東寮	9
II-3	公営住宅	9
II-4	社員寮	10
II-5	民間アパート	10
II-6	宿舎探しの相談窓口・情報提供	10
II-7	暮らしのルール	11
III	授業料など	11
III-1	大学に納めるお金	11
III-2	納入方法	11
III-3	授業料免除制度	12
IV	奨学金など	12
IV-1	奨学金制度について	12
IV-2	見学旅費	14
V	医療・保健	14
V-1	医療費の補助体制	14
V-2	病気になったら	14
V-3	注意事項	15

VI	生活 <sup>せいかつ</sup> (経済的 <sup>けいざいてき</sup> な暮らし)	16
VI-1	買い物 <sup>かもの</sup>	16
VI-2	貸付金 <sup>かっつけきん</sup> など	16
VI-3	公共交通 <sup>こうきょうこうつう</sup> 機関 <sup>きかん</sup>	16
	(安全 <sup>あんぜん</sup> な暮らし)	
VI-4	交通 <sup>こうつう</sup> ルール	17
VI-5	交通事故 <sup>こうつうじこ</sup> にあった <sup>とき</sup> 時の <sup>ところ</sup> 心が <sup>ま</sup> まえ	18
VI-6	防災 <sup>ぼうさい</sup>	19
VI-7	麻薬 <sup>まやく</sup> 等 <sup>とう</sup> 所持 <sup>しよ</sup> 禁止 <sup>きんし</sup>	19
VI-8	安全 <sup>あんぜん</sup> のための <sup>ちゅうい</sup> 注 <sup>じ</sup> 意 <sup>ごう</sup> 事項	19
	(快適 <sup>かいてき</sup> な暮らし)	
VI-9	カルチャー <sup>かるちや</sup> ショ <sup>しよ</sup> ック	20
VI-10	学校 <sup>がっこう</sup> 文化 <sup>ぶんか</sup> の <sup>ちが</sup> 違い	20
VI-11	ストレス <sup>すたれす</sup> への <sup>たいしよほう</sup> 対 <sup>たい</sup> 処 <sup>じょ</sup> 法 <sup>ほう</sup>	20
VI-12	人権 <sup>じんけん</sup> 侵害 <sup>しんがい</sup>	21
	(家族 <sup>かぞく</sup> との <sup>く</sup> 暮らし)	
VI-13	出 <sup>しゅっ</sup> 産 <sup>さん</sup> ・育 <sup>いく</sup> 児 <sup>じ</sup>	21
VI-14	子 <sup>こ</sup> ども <sup>て</sup> 手 <sup>あて</sup> 当 <sup>て</sup>	22
VI-15	子 <sup>こ</sup> どもの <sup>きょういく</sup> 教 <sup>きょう</sup> 育 <sup>いく</sup>	22
VII	学内 <sup>がくない</sup> 施 <sup>し</sup> 設 <sup>せつ</sup> 等 <sup>とう</sup>	22
VII-1	留 <sup>りゅう</sup> 学 <sup>がく</sup> 生 <sup>せい</sup> セ <sup>せ</sup> ン <sup>ん</sup> タ <sup>た</sup> ー	22
VII-2	留 <sup>りゅう</sup> 学 <sup>がく</sup> 生 <sup>せい</sup> セ <sup>せ</sup> ン <sup>ん</sup> タ <sup>た</sup> ー <sup>ぶんしつ</sup> 分 <sup>ぶん</sup> 室 <sup>しつ</sup>	23
VII-3	留 <sup>りゅう</sup> 学 <sup>がく</sup> 生 <sup>せい</sup> ・国 <sup>こく</sup> 際 <sup>さい</sup> 交 <sup>こう</sup> 流 <sup>りゅう</sup> 課 <sup>か</sup>	23
VII-4	生 <sup>せい</sup> 協 <sup>きょう</sup>	23
VII-5	銀 <sup>ぎん</sup> 行 <sup>こう</sup> ・郵 <sup>ゆう</sup> 便 <sup>びん</sup> 局 <sup>きょく</sup>	24
VIII	そ <sup>た</sup> の <sup>た</sup> 他 <sup>た</sup>	24

# I 在留手続き

## 来日して帰国するまでに必要な法的手続きの一覧

日本に来てから帰国するまでに行う法的な手続きについてここで説明します。必ずしなければならぬことですので、方法をよく調べて実施してください。

### I-1 外国人登録

日本に90日以上滞在する外国人は、以下の場合に、市役所で外国人登録手続きを行う必要があります。詳細は、宇都宮市ホームページの「外国人登録Alien Registration」に英語、中国語、ハンガール語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語で確認できますので参考にしてください。

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/koseki/005991.html>

#### (1) 渡日してはじめて登録するとき

日本に来てから90日以内に、住んでいる所の市役所で行うことになっています。留学生は、入学後の諸手続きに「外国人登録証明書」が必要となりますので、渡日後ただちに手続きをしてください。申請書類は次のとおりです。

① 外国人登録申請書（用紙は、市役所にあります）

② 旅券

③ 写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）提出日前6カ月以内に撮影されたもの

手続き終了後、約4週間後に「外国人登録証明書」が交付されます。証明書は市役所で受け取る時にもパスポートが必要です。「外国人登録証明書」は外出するときは、いつでももっていなければなりません。携行しなかった場合、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金に処されます。

#### (2) 外国人登録証明書に記載された事柄に変更があったとき

在留期間の更新・在留資格の変更、引っ越しによる住所変更、氏名の変更があったときには、その変更の時より14日以内に、そのことを住所地（引っ越しした場合は新住所地）の市役所に届けなければなりません。

#### (3) 外国人登録証明書の確認（切替）をするとき

長期在留の外国人については、外国人登録証明書の赤い欄に「次回確認（切替）申請期間」が書いてありますので、その期間がきたら確認（切替）手続きをしてください。手続きは新規のときの申請と同様です。

#### (4) 外国人登録原票記載事項証明書が必要なとき

これは自分の登録内容を証明するもので、東京入国管理局宇都宮出張所や大学等で要求されることがあります。市役所での申請手続きには、外国人登録証明書を持参してください。

#### (5) 出国するとき

日本から出国するときには、再入国許可を受けている場合を除き、出国する空港・港で外国人登録証明書を返さなければなりません。

## (6) 外国人登録証明書を紛失したとき

外国人登録証明書は、重要な身分証明書です。もし、紛失してしまった場合には、すぐに、警察署に紛失届けを出し（電話でも可能）、市町村役場で再発行手続きをしてください。手続きに必要なものは、初回の外国人登録と同様です。

## I-2 国民年金の加入

20歳以上の留学生は、市役所で外国人登録と国民健康保険の加入手続きをする時に、国民年金加入手続きも必ず行ってください。外国人登録をして日本に住居を持つことになると同時に年金の加入が義務づけられ、毎月約13,300円の掛け金を支払うこととなります。しかし掛け金の支払いが困難な場合は、掛け金の免除申請をすることができます（正規学生は「学生納付特例」非正規学生は「免除」）。

国民年金の加入手続き時に免除申請について申し出てください。免除審査結果の通知が郵便で届く前に年金の請求書が届きますが、審査結果が届くまで支払いをしないでください。

免除が許可されなかった時は請求されている金額を支払ってください。許可された時は支払う必要はありません。免除審査結果の通知葉書は申請してから約1カ月後に届きます。

免除申請は毎年行う必要がありますので、年度の初めである4月に市役所で申請してください。

詳細は、「滋賀県国保連合会のホームページ」で確認することができます。

（栃木県でも同じ方法で受け付けています。）

[http://www.shigakokuho.or.jp/kokuho\\_sys/gaikokugo.html](http://www.shigakokuho.or.jp/kokuho_sys/gaikokugo.html)



### I-3 在留期間の更新

詳細については、「法務省入国管理局ホームページ」をご覧ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>

留学生（在留資格「留学」を有する者）として日本に在留を許可される期間は2年または1年です。これは大学で許可された在学期間と異なる場合があります。在留期間を超えて引き続き日本への在留を希望する場合には、在留期間の更新の許可申請を行う必要があります。更新の許可申請手続きは、在留期間の満了日の2カ月前から10日前までの間に、東京入国管理局宇都宮出張所（028-600-7750）で次の書類を提出して行ってください。

#### 申請に必要な書類

- (1) 在留期間更新許可申請書〔申請人等作成用1、申請人等作成用2「留学」、申請人等作成用3「留学」〕1通
- (2) 教育を受けている機関からの在学証明書〔所属機関等作成用1「留学」、所属機関等作成用2「留学」〕  
(いずれも大学の学部等の機関において発行されたもの。教員個人の名義で発行されたものを除く。)

※申請人が留年している場合には、留年の理由を具体的に明らかにした文書。

#### (4) 旅券

- (5) 手数料4,000円の収入印紙（東京入国管理局宇都宮出張所で販売）

※ その他個別の案件によっては、「参考となるべき資料」の提出を求められる場合があります。たとえば次のとおりです。

- (6) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する資料の提出を求められる場合があります。

- ・ 奨学金の給付に関する証明書
- ・ 本人名義の預金残高証明書または預金通帳の写し
- ・ 経費支弁者名義の預金残高証明書または経費支弁者の課税証明書（総所得が記載されたもの）、源泉徴収票、確定申告書（控え）の写し
- ・ 送金証明書

- (7) 資格外活動許可の状況を確認できる書類

具体的には、雇用主が発行するアルバイトの場所、アルバイトした時間、受けた報酬額についての証明書。

※資料が外国語により作成されているときは、その資料に「訳文」を添付してください。

### I-4 資格外活動許可（アルバイト）

「留学」は、就労の認められない在留資格です。したがって、留学生が学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望するときは、事前に資格外活動の許

かを受けなければいけません。この許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをすると処罰の対象になります。場合によっては、強制退学の対象ともなりますので、十分注意してください。

学部学生、大学院生は1週間28時間以内(研究生、特別聴講生等は1週間14時間以内)、ただし、長期休業期間中は1日8時間以内のアルバイトをすることができます。

また、特定のテーマで指導教員の指導を受けて研究する研究生の場合は、学部学生・大学院生と同様に扱われます。

### 〈申請手続き〉

資格外活動許可申請は、原則として各個人で行います。

まずは、留学生・国際交流課へ次の書類を提出してください。

#### (1) 資格外活動申請書

留学生・国際交流課に申し出てください。

#### (2) 外国人登録証明書の写し(表・裏面とも)

その後、入国管理局に次の書類を提出し、資格外活動許可を受けてください。

#### (1) 資格外活動許可申請書

用紙は、東京入国管理局宇都宮出張所で入手できます。

#### (2) 旅券(パスポート)の写し(身分事項及び上陸許可印または最新の在留資格・期間等の証印の添付されている頁の写し)

\* 入国管理局から資格外活動許可書が発行されましたら、パスポートに貼付された許可書のコピーを留学生・国際交流課に提出してください。

### 〈その他〉

◆ 長期休業期間とは、夏季休業、冬季休業、春季休業を指します。

◆ 風俗営業または風俗関連営業でのアルバイトは許可されません。

◆ アルバイトをするときは、必ず資格外活動許可書(写し)を携帯する必要があります。

◆ 資格外活動許可期間は、申請をする時点で認められている在留期間の範囲内です。

◆ 大学から依頼される研究補助の活動に関しても資格外活動の許可が必要です。

## I-5 一時出国と再入国許可

留学生が一時帰国したり、調査などで外国へ行くときには、次の手続きをしてください。留学生センターホームページで、知っておいていただきたい重要事項を確認できます。[http://intl.utsunomiya-u.ac.jp/content/must\\_check.html](http://intl.utsunomiya-u.ac.jp/content/must_check.html)

・ 指導教員に相談し、その許可を得てから、留学生・国際交流課に一時出国の届出をしてください。そのときには、連絡先を必ず明らかにしておいてください。

また届けには、指導教員の印鑑が必要です。

・ 再入国許可の申請手続きを、東京入国管理局宇都宮出張所で行ってください

い。手続きは原則的に即日行われます。

\* 再入国許可の有効期間は、在留期間の満了日を超えることはできません(最長2年)。したがって、一時帰国やその他の国に行く予定のある場合には、まず、在留期間を確認し、必要があれば、在留期間の更新許可手続きをしてから再入国の許可申請をしてください。

\* 出国するときは、外国人登録証明書を持参してください。

## 〈申請書類〉

- (1) 再入国許可申請書 (用紙は東京入国管理局宇都宮出張所にあります。)
- (2) 旅券
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 学生証または在学証明書
- (5) 手数料3,000円の収入印紙 (数次再入国許可の場合は6,000円)

### ◆ 再入国許可と数次有効査証

一般に、数次有効の査証を取り付けている外国人が、一時的に日本を離れる場合に、次の①または②のいずれかを選択することができます。

- ① 入国許可を受けて出国し、再入国許可によって再入国する。この場合は、
  - ・ 東京入国管理局宇都宮出張所で再入国許可の申請をします。
  - ・ 在留期間は、出国している間も、引き続いて在留していることとなります。
  - ・ 新規外国人登録の申請は必要ありません。
- ② そのまま出国して、数次有効の査証を用いて再び入国する。この場合は、
  - ・ 東京入国管理局宇都宮出張所で再入国の申請をする必要はありません。
  - ・ 再び入国したときから新規の在留が始まるので、在留期間更新の申請する時期が先送りになります。
  - ・ 再入国するたびに、市役所で新規外国人登録の申請をする必要があります。(再入国許可を受けていない場合には、出国時に入国審査官に外国人登録証明書は返納しなければなりません。)

### 留学生は再入国許可を受けてから一時帰国すること！

再入国許可を受けずに出国した場合、出国時に外国人登録証明書を返納しなければなりません。したがって、再び日本に戻った時、新たに外国人登録申請と国民健康保険加入の必要があります。大学での手続きも、外国人登録証明書の番号を新たに登録するなど手続きが煩雑になります。



## I-6. 在留資格の変更

現在の在留資格の活動をやめて、新たに別の在留資格に属する活動を専ら行うとする場合には、在留資格変更の許可申請を東京入国管理局宇都宮出張所で行なう必要があります。例えば、「就学」の在留資格をもって日本語学校で学ぶ者が大学・大学院に入学する場合や、留学生が就職する場合などは、事前に在留資格変更の許可を受けてください。

在留資格の変更をしないで収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受けている活動を専ら行っている者は、処罰または強制退去の対象になりますので注意してください。

申請手続きは、申請者が、以下の書類を東京入国管理局宇都宮出張所に提出してください。

詳細については、「法務省入国管理局ホームページ」をご覧ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>

### 〈申請書類〉

- (1) 在留資格変更許可申請書（様式その1、その2。東京入国管理局宇都宮出張所にあります）
- (2) 在留資格別立証資料（申請理由を証明する資料）  
在留目的によって異なる。（一般的には、在留資格認定証明書交付申請の必要書類と同じ資料。）
- (3) 旅券
- (4) 外国人登録証明書
- (5) 手数料4,000円の収入印紙（東京入国管理局宇都宮出張所で販売）

## I-7 家族の呼び寄せと家族の在留期間更新

### (1-7-1) 在留資格認定証明書の交付申請

家族を呼び寄せて一緒に暮らすことは、留学生にとって、経験の共有だけでなく、安心感があり、孤独から解放され、さらに勉学への精神的支えになります。一方で、異国で暮らす家族の日常生活における不自由さが留学生の負担になることもあります。家族も日本の生活を楽しく有意義に過ごせるよう考えなければなりません。

留学生が家族を呼び寄せるときには、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。「家族滞在」の在留資格で日本に滞在できる家族は、留学生の扶養を受ける配偶者と子どもです。留学生本人が安定的・継続的な扶養能力を有していることが必要とされます。手続きは、留学生本人が家族の申請代理人として、東京入国管理局宇都宮出張所で家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行うのが最も早い方法です。交付申請には以下の書類が必要です。

しんせいしよるい  
〈申請書類〉

- (1) 在留資格認定証明書交付申請書（申請人等作成用1、申請人等作成用2R「家族滞在」、扶養者等作成用1R「家族滞在」）
- (2) 留学生（扶養者）と申請人である家族との身分関係を証する文書  
戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のいずれかで、扶養者との身分関係の記載のあるもの。英語または日本語の訳文を添付してください。
- (3) 留学生（扶養者）の外国人登録証明書または旅券の写し
- (4) 留学生（扶養者）の在学証明書
- (5) 留学生（扶養者）の収入を証する文書（留学生が家族の生活費用を支弁で  
きることを証するもの）  
\* 留学生（扶養者）名義の預金残高証明書または送金事実を証明する文書  
\* 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書
- (6) 申請人（家族）の写真2枚（縦4cm×横3cm）：申請の日の前6カ月以内に撮影されたもの。
- (7) 返信用封筒（430円分切手を貼付したもの）

- ◆ 個別の案件によっては「その他参考となるべき資料」の提出を求められる場合があります。
- ◆ この証明書が発行されるのは申請から1カ月～数カ月後で、申請者数や状況によって異なりますので、入局管理局出張所に問い合わせてください。
- ◆ この証明書の有効期限は3カ月で、この期間内に家族が渡日することが必要です。
- ◆ 母国で「家族滞在」の査証を取得する際に、国によっては「在留資格認定証明書」に加えて他の書類を要求される場合がありますので、事前に日本大使館・領事館あるいは日本の外務省に問い合わせてください。

かぞく ざいりゅうき かんこうしん  
(1-7-2) 家族の在留期間更新

「家族滞在」の在留資格も留学生のものと同様、更新が必要です。期限が来る前に東京入国管理局宇都宮出張所で手続きをしてください。また「家族滞在」の在留資格でのパートタイム労働やアルバイトは、原則として週28時間以内であれば、東京入国管理局宇都宮出張所で個別に審査を受け資格外活動許可を取得することができます。家族滞子のビザの更新に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 在留期間更新許可申請書1通（様式その1、その2（家族滞在））
- (2) 留学生（扶養者）との身分関係を証する書類（世帯全体の登録原票記載事項照  
明など）
- (3) 留学生（扶養者）の在学証明書
- (4) 留学生（扶養者）の収入を証する書類（奨学金受給証明書、預金残高証明書

など)

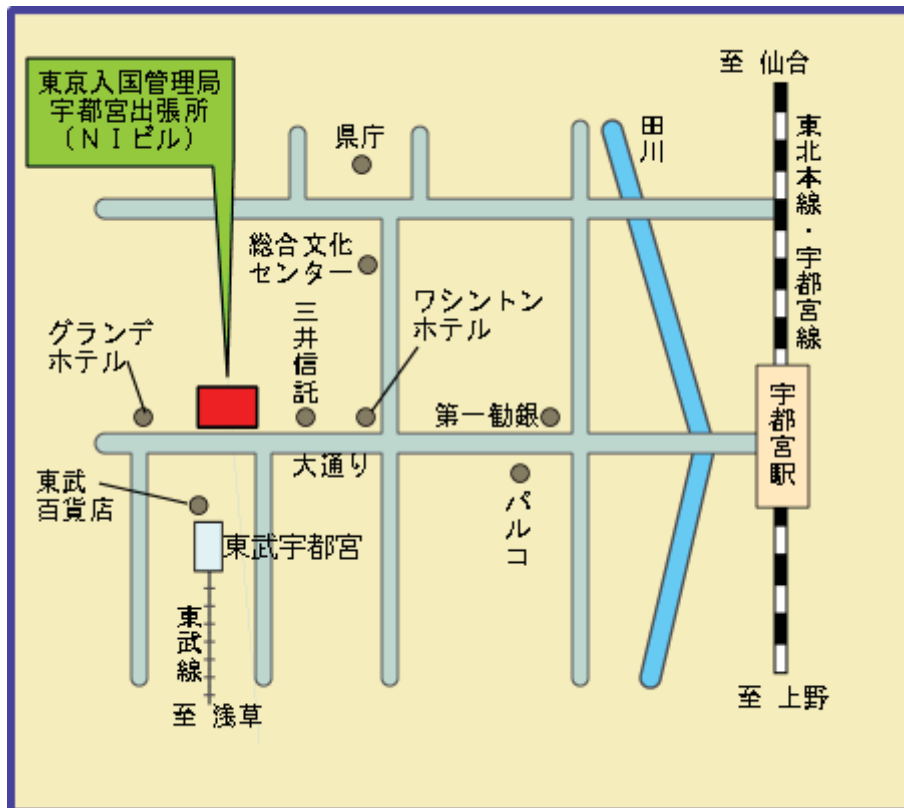
- (5) 申請人(家族)の旅券と外国人登録証明書
- (6) 手数料4,000円の収入印紙(東京入国管理局宇都宮出張所で販売)

### I-8. 在留資格取得許可申請(子どもが生まれたとき)

留学生夫婦(ともに外国国籍)の間に子どもが生まれた場合には、出生の日から30日以内に、その子どもについて「在留資格取得の申請」をしなければなりません。ただし、出生した日から60日以内に日本から出国する場合は必要ありません。申請は、子どもの父親または母親が東京入国管理局宇都宮出張所で行ってください。

#### 〈申請書類〉

- (1) 在留資格取得許可申請書
- (2) 出生証明書または出生届受理証明書等で親子関係の記載のあるもの
- (3) 扶養者の身元保証書
- (4) 質問書(書式は東京入国管理局宇都宮出張所に備え付けられている)
- (5) 申請人の父母の身分事項等が記載されているもの
- (6) その他、扶養者の在留資格が判明する旅券または外国人登録証明書等を申請時に提示する。



\* 東京入国管理局宇都宮出張所の案内図

## II 宿舎

宇都宮大学では経済状況等に応じて大学の国際交流会館に入居できるよう配慮しています。入居期間は、経済基盤やプログラムによって異なりますが、退去後は学外の宿舎を探して住むことになります。留学生の宿舎としては次のものがあります。

### II-1 宇都宮大学国際交流会館

(峰キャンパスより徒歩15分)

所在地：〒321-0912

電話：028-664-3338 (事務室)

施設：鉄筋コンクリート5階建单身室55 (12.5㎡) 室、夫婦室 (37.8㎡) 6室、  
家族室 (56.8㎡) 4室、図書室、娯楽室、捕食室、洗濯室、事務室等

### II-2 宇都宮大学陽東寮 (男子のみ)

(峰キャンパスより徒歩15分)

所在地：〒321-8585

電話：028-662-2618 (事務室)

施設：鉄筋コンクリート3階建单身室 (12.5㎡) 10室、捕食室、洗濯室、事務室  
等

### II-3 公営住宅

#### (1) 市営住宅

◆申し込み：①一般募集 (抽選) 毎月：募集要項は各募集期間に市役所にある  
ので記入して直接申し込む。

#### ◆申し込み資格

- ・宇都宮市内に居住していること
- ・同居する親族がいること (単身者は申し込めません)
- ・宇都宮市に住所を有する連帯保証人1名が必要

◆家賃：2万円～5万円/月 (場所や広さにより異なる)

連絡及び申し込み先：宇都宮市住宅課住宅管理グループ

T E L : 028-632-2553, 2554, 2555

#### (2) 県営住宅

◆申し込み：常時募集 (抽選)

#### ◆申し込み資格

- ・同居する親族がいること (単身者は申し込めません)
- ・連帯保証人1名、緊急連絡先1名が必要

◆古いものは風呂釜、浴槽はついていない

◆保証金は家賃の3か月分  
連絡先：栃木県住宅供給公社本社管理課  
所在地：宇都宮市戸祭元町1-27

T E L : 028-622-0461

営業時間：(休み：土・日曜日、祝日、年末年始)

U R L : <http://4776.pr.arena.ne.jp/info.html>

## II-4 社員寮

企業の社員寮を留学生に提供してもらうもので、申込資格や条件は次のとおりです。

◆私費留学生のみ申請できます

◆ほとんどの社員寮は単身用です

◆日本語能力、日本の生活・慣習への理解、社員との交流への関心が求められます

◆申し込み時期：一般に1月(4月入居)ですが、空室状況によってはこの時期以外にも募集がありますから所属学部の掲示板に注意してください。

◆申し込み場所：宇都宮大学留学生・国際交流課

## II-5 民間アパート

一般に不動産業者を仲介として探します。契約時に、敷金・礼金・仲介手数料・前家賃・共益費・住宅保険料等を支払うため、1カ月の家賃の約6~7倍のお金が必要です。家賃は単身用で1カ月約35,000円~60,000円です。契約時に必要な連帯保証人は宇都宮大学留学生・国際交流課が「機関保証」(注1)します。

(注1)

留学生が宿舍の賃貸契約を結ぶ際、留学生が財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」制度に加入することを条件に、宇都宮大学が一定の範囲内で連帯保証人になります。詳細は留学生・国際交流課に問い合わせてください。

## II-6 宿舍探しの相談窓口・情報提供

学内での宿舍探し相談窓口としては次のところがあります。

・宇都宮大学生協

下宿やアパートの斡旋をしています。手数料は物件によって異なります。

所在地：宇都宮大学生協カウンター

営業時間：平日9:00~17:00

(土・日曜日、祝祭日を除く)

T E L : 028-636-1995 (峰地区)

## II-7 暮らしのルール

日常生活では留学生も地域住民の一人として暮らすこととなりますから、次の事項に気をつけて快適な生活を送ってください。

- (1) ごみの出し方：宇都宮市は自然環境への配慮からごみの分別収集を行っています。「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」等に分けられます。それぞれ指定された袋に入れ、指定された曜日・場所に朝8時までに出してください。

ごみの出し方などについては、宇都宮市のホームページで確認することができます。<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/gomishori/index.html>

- (2) 町内会：地域には必ず町内会があり、町内会費を払います（1カ月300円ぐらい）。町内会では「回覧板」を回して町内の情報を連絡します。「回覧板」が届いたら読んで次の家に回します。地域の清掃の日には積極的に参加してください。

### (3) その他

- ① 日本のアパートは一般に壁が薄く物音がよく聞こえます。近所の迷惑にならないよう、特に早朝や深夜は静かにしましょう。
- ② 一時帰国などで長期間留守にするときは、大家さんに連絡しておいてください。
- ③ 家族が同居する予定があれば契約時に大家さんに知らせてください。
- ④ 近所の人と知りあっておくと、困った時や災害時に協力し合い、問題があっても理解し合いやすいです。引っ越しした日または翌日に、名刺や名前を書いた紙を渡して、ひとあいさつをするとよいでしょう。

## III 授業料など

### III-1 大学に納めるお金（2011年4月現在）

学生身分別	検定料（円）	入学料（円）	授業料（円）
正規生（学部学生）	17,000	282,000	535,800（年額）
正規生（大学院学生）	30,000	282,000	535,800（年額）
研究生	9,800	84,600	29,700（月額）
科目等履修生	9,800	28,200	14,800（単位）

### III-2 納入方法

正規学生は授業料については、前期分は5月中に、後期分は11月中に、指定銀行の口座から自動的に引き落とされます。研究生等については、半年分の授業料を経理課資金管理係の発行する納付書により納入してください。国費外国人留学生については、授業料等は全額免除になっています。

研究生等から正規学生になった場合には、授業料が口座引き落としになりますの

てつづ ひつよう せいき がくせい けんきゅうせいとう ぼあい じゅぎょうりょう  
 で手続きが必要になります。また、正規学生から研究生等になった場合には、授業料  
 こうざ ひ お のう ふ しょ のうにゆう ちゅうい  
 は口座引き落としになりません。納付書により納入しますので注意してください。

### III-3 授業料免除制度

し ひりゅうがくせい せいき がくせい がくぎょう ゆうしゅう けいざいてき りゅう じゅ  
 私費留学生の正規学生で、学業が優秀でありながら、経済的な理由により授  
 ぎょうりょうとう のう ふ こんなん ぼあい ほんにん しんせい もと せんこう うえ じゅぎょうりょう にゅうがくりょう  
 業料等の納付が困難な場合、本人の申請に基づき選考の上、授業料・入学料が、  
 ぜんがく はんがくめんじょ ぼあい ただ めんじょ か のうせい たいへんひく  
 全額または半額免除される場合があります。但し、免除される可能性は大変低いです  
 めんじょしんせい じゅぎょうりょう ほんら じゅんび ひつよう しんせい じき ねん かい ほんき  
 から、免除申請をしても授業料を払う準備が必要です。申請時期は、年2回（半期ご  
 ぜんきぶん がつしよじゅん こうきぶん がつげじゅん めんじょしんせい かん せつめいかい ぜんきぶん  
 と）、前期分が4月初旬、後期分は9月下旬です。免除申請に関する説明会を前期分は  
 がつしよじゅん こうきぶん がつげじゅん おこな かなら しゅつせき  
 2月上旬、後期分は7月下旬に行いますので必ず出席してください。なお、案内等  
 けいじ ちゅうい しやうさい がくせい しえんか こうがくぶ がくせいかがかり と あ  
 は掲示に注意し、詳細は学生支援課または工学部学生係に問い合わせてください。

## IV 奨学金など

### IV-1 奨学金制度について

しょうがくきんじょうほう りゅうがくせい りゅうがくせい こうがくぶ ぶんしつ りゅうがくせい こくさいこう  
 奨学金情報は、留学生センター、留学生センター工学部分室、留学生・国際交  
 りゅうか けいじ りゅうがくせい  
 流課などに掲示するほかに、留学生センターホームページにアップロードされます  
 かくにん  
 ので確認するようにしてください。

<http://intl.utsunomiya-u.ac.jp/infoboard2/topics.cgi>

#### (1) 国費外国人留学生

##### ① 奨学金給付手続き

こくひ がいこくじんりゅうがくせい か き きんがく ねん ど げんざい しょうがくきん まいつき げ じゅん  
 国費外国人留学生には、下記の金額（2010年度現在）の奨学金が毎月下旬ま  
 よくげつちゅうじゅん しきゅう きゅうか てつづ つきはじ ざいせきかくにん ぼ  
 たは翌月中旬に支給されます。給付手続きですが、その月初めに在籍確認簿  
 りゅうがくせい こくさいこうりゅうか しよめい  
 （留学生・国際交流課にあります）に署名してください。その後、奨学金が個人  
 こうざ ぎんこう ふりこ  
 の口座（ゆうちょ銀行）に振込まれます。

がくぶ りゅうがくせい 学部留学生	げつがく えん 月額 125,000円
にほんご にっほんぶん けんしゅうりゅうがくせい 日本語・日本文化研修留学生	げつがく えん 月額 125,000円
けんきゅうりゅうがくせい 研究留学生	げつがく えん 月額 152,000円
きょういんけんしゅうりゅうがくせい 教員研修留学生	げつがく えん 月額 152,000円

いちじきこく つき はじ つき お にっぽん はな ぼあい つき  
 \*一時帰国などで、月の初めから月の終わりまで日本を離れた場合は、その月  
 きゅうよ しきゅう きゅうがく ちやうきけつせき ぼあい げんそく  
 の給与は支給されません。また、休学または長期欠席した場合も、原則と  
 かん きゅうよ しきゅう  
 してその間の給与は支給されません。

##### ② 奨学金支給期間の延長

しょうがくきん しきゅうき かん えんちやう  
 奨学金支給期間の満了する国費外国人留学生の中で、研究留学生と学部

留学生については、申請資格がある場合、奨学金支給期間の延長を申請することができます。奨学金支給期間が満了する年度の10月頃に、申請資格のある者には、申請方法について通知しますので、希望者は留学生・国際交流課を通して手続きをしてください。この延長が認められるかどうかは、文部科学省が書類選考によって決定しますが、毎年延長希望者が多いため認められない場合があります。

## (2) 私費外国人留学生に対する奨学金制度

宇都宮大学に在籍する外国人留学生は367名（2010年11月現在）ですが、その中の80%が私費留学生です。財政的援助としては、次のようなものがあります。

一般に、奨学金情報は、留学生・国際交流課等に掲示あるいは通知されますので、毎日、掲示板を見るようにしてください。また、留学生センターホームページの奨学金に関する情報が掲載されていますので確認してください。

<http://intl.utsunomiya-u.ac.jp/content/shogakukin.html>

### ①国費外国人留学生への採用(国内採用)

大学院正規課程に在籍する者及び進学予定の者、または、学部の正規学生として4年次に進級予定の者を対象に、4月から国費外国人留学生に採用する制度があります。毎年少数ですが、本学でも採用されています。募集時期は10月～12月です。  
応募資格・出願方法について、詳細は留学生・国際交流課に問い合わせてください。

### ②私費外国人留学生学習奨励費

募集時期は毎年4月の初旬頃、応募締切は4月末～5月初旬です。留学生・国際交流課を通じて出願してください。

対象者：正規生（学部学生・大学院生及び大学院研究生で大学等に在籍している私費留学生のうち、経済的援助を必要とする成績優秀者。）

支給額：学部学生は月額48,000円、大学院正規生・研究生は月額65,000円

（2010年度）

支給期間：1年

### ③民間奨学団体による奨学金

各種の民間財団が宇都宮大学を通じて、既に在学している私費留学生を対象に奨学生を募集しています。民間財団による奨学金のほとんどは、宇都宮大学を通じて募集します。ただし、数は限られており、特に研究生（非正規生）については、奨学金への応募資格がない場合がほとんどです。詳しくは、留学生・国際交流課にお問い合わせください。

※奨学金などに関するパンフレットは、独立行政法人日本学生支援機構留学情報センターが作成・配布しています。



と あ さき どくりつぎょうせいほうじんにつぼんがくせい し えん き こう  
問い合わせ先：独立行政法人日本学生支援機構

とうきょう と こうとう く おうみ  
〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

T E L : 03-5520-6141

<http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>

## IV-2 見学旅費

だいがく の ぎょういくけいかく に 基づく 教育活動の一環として 行われるもの、または、だいがく が 留  
がくせい 学生の 教育指導上 適当と認めるものについて、見学旅費が支給されます。この支給  
を受けるには、所定の様式による旅行計画書を指導教員を通じて留学生・国際交流  
課へ提出してください。なお、支給額には上限があります。

## V 医療・保健

### V-1 医療費の補助体制

#### (1) 国民健康保険

にっぽん に 1 年 以上 滞在する 外国人は、国民健康保険に加入することになっています。  
と に ち ご 渡日後すぐに市役所へ行って、外国人登録と同時に国民健康保険加入手続きを行っ  
てください。

か に ゆう ご まい つ き せ い き ゅう し ょ お く 加入後毎月請求書が送られてきますので、郵便局などで支払ってください。口座  
ひ き お と し の て つ つ き も で き ま す 。 こ の ほ けん か に ゆう し て い る と 、 う つ の み や し ぼ あ い び ょ う い ん  
（歯科医も含む）での自己負担は保険対象の医療費の30%となります。ひと月の医  
り ょ う ひ が こ う が く に の ぼ る 場 合 に は 、 じ こ ふ た ん げ ん ど が く さ だ 療費が高額にのぼる場合には、自己負担の限度額も定められています。ただし、保険  
たい し ょ う が い ち り ょ う 対象外の治療もありますので、歯科治療や入院の際などは特に、前もって病院で  
た し 確かめることが必要です。家族も被保険者になれますが、医療費負担は30%とな  
ま す 。 （ 2006 年 度 現 在 ）

### V-2 病気になったら

か ら だ の ふ ち ょ う か ん 体の不調を感じたらできるだけ早く受診しましょう。頭痛や不眠、食欲減退のよ  
う な ふ ち ょ う を が ま ん し て い る と 、 し ん こ く び ょ う き 深刻な病気になることがあります。不調は疲労のサ  
イ ン で あ っ た り 、 せい し ん て き げ ん い ん 精神的原因から来ることもあり、せんもんてき 専門的なアドバイスや治療を受  
け る こ と で かんたん ら く に 楽になることがあります。自分自身のことはもちろんですが、友達  
に つ い て も ぐ あ い わ る よ う な よ う す み 見られたら早めに受診するよう勧めてください。

#### (1) 保健管理センター

ほ けん か ん り 保健管理センターでは定期健康診断、いっぼんけんこうそうだん おうきゅうしよ ち せいしんけんこうそうだんとう  
行っています。定期健康診断は毎年行いますので必ず受けてください。

な お 、 健康診断 証明書が必要な場合は保健管理センターへお問い合わせください。  
ほ けん か ん り 保健管理センターでは宇都宮大学定期健康診断を受けた学生にのみ診断 証明書を

発行しますが、証明の内容によっては発行が1週間後になることがあります。宇都宮大学定期健康診断を受けていない学生は、近くの病院で検査を受けて発行してもらってください。

保健管理センターでは、健康相談を月曜日から金曜日まで行っています。緊急の場合には直接保健管理センターに行ってください。予約もできますので、028-649-5123で予約してください。

また、ケガや発熱、腹痛などへの応急処置や薬の処方も行なうほか、発熱や気分不快などのときには休養室のベッドで横になり休憩できます。必要に応じて近くの病院や医院の紹介もします。土・日・祝日を除いて8時30分～17時15分まで利用できます。

## (2) 病院

初めて病院にかかる場合は必ず国民健康保険証を持って行ってください。入院する場合には、必ず大学へ連絡してください。

## (3) 救急車

救急車電話：119

この番号は消防車も同じですので、「救急車」が必要であることと場所をはっきり伝えてください。英語での電話も可能ですが出来るだけ日本語で行なってください。(例：「救急車をお願いします。場所は留学生・国際交流課です。」)

公衆電話からは、赤いボタンを押せば無料で通話できます。日本では「救急車」は無料で、24時間利用が可能です。

## V-3 注意事項

### (1) 食中毒

日本は特に夏は暑く湿気が多いため、食べ物が腐りやすく、食中毒には注意が必要です。生ものには十分火を通す、食器や調理器具はいつも清潔にする、冷蔵庫の中でも食べ物は長期間保存しない、などの日常の心がけが大切です。これらの事故は予防が最も重要ですが、万一の場合は、すぐ病院に行き、大学の先生や事務室にも相談、報告してください。

### (2) 栄養

一人暮らしをしていると特に、食生活がおろそかになりがちです。インスタント食品や外食の多い生活をしていると、野菜が不足しやすく栄養がかたよるため、体の調子をくずす原因となります。日本の食品について分からないことがあれば保健管理センターに相談してください。

## VI 生活

### 〈経済的な暮らし〉

留学生が日本で生活するために必要な金額は、平成21年度の日本学生支援機構の「私費外国人留学生生活実態調査」によれば1カ月平均138,000円です。経済面で計画的に暮らすことは安定した生活の第一条件です。また、そのためにもいろいろな情報を得ておくことは大切です。

### VI-1 買い物

デパートとスーパーでは、食料品や衣料品、生活用品等を総合的に扱っています。一般的に、スーパーの方が比較的経済的な価格で買い物ができます。どちらも、年数回（主に1月と7月）バーゲンセールを行いません。ディスカウントショップでは、電化製品、衣料、医薬品、金券（新幹線や映画の切符、商品券、テレホンカード等）、コンピューターなどが、市価よりも何割か安く売られています。

### VI-2 貸付金など

計画的に暮らしていても不意にお金が必要になることがあります。そんな時には下記に相談してください。お金を借りることができます。

日本国際教育支援協会：「学生支援基金による短期貸付」として、20万円以内を10カ月以内に返金をすることを条件に無利子で借りることができます。

連帯保証人と指導教員等の証明が必要です。詳しい条件については直接問い合わせてください。

〈連絡先〉 日本国際教育支援協会 Tel：03-5454-5274

### VI-3 公共交通機関

- 学割：学部学生および大学院生が、JRを利用して100kmを超えて就職活動や研究に関して旅行する場合、運賃の学生割引制度（ふつう「学割」という。20%割引）を利用することができます（通常の旅行では利用できません）。ただし、研究生や研修生・交換留学生等の非正規生にはこの制度は適用されません。手続きは、学務部（複合施設2階）内の証明書自動発行機により学割証を入手してください。なお、この制度を利用する時は必ず学生証を携帯してください。
- 定期券：通学定期券は通学に便利です。学務部で通学定期券購入申込書に記入し、乗車券発行所で購入してください。1カ月、3カ月、6カ月の3種類があります。

バスやJRの定期券発行所は、宇都宮などの駅にあります。定期券は指定された乗降駅およびその区間内でのみ使用できます。なお、研究生も通学定期券を購入することができます。

(3) バス共通カード：各バス会社共通のプリペイドカードです。

1,000円、3,000円、5,000円のものがあり、それぞれ1,100円、3,370円、5,500円分利用することができます。バス・JRに関する詳しい情報は各バス会社等のホームページをご覧ください。

(4) 便利なホームページ：公共交通機関を使って移動する際、どのような交通機関を使えばよいか、時刻表も含めて調べることができるホームページがあります。

<http://www.hyperdia.com/>

また、日本国内の旅行に役立つホームページもありますので、参考にしてください。

<http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/transportation/>

## 〈安全なくらし〉

### VI-4 交通ルール

最近、自転車に乗った留学生の自動車との接触事故が増えています。事故にあわないよう十分気をつけてください。



(1) 交通標識：道路にはいろいろな交通標識がありますので、よく見て守ってください。特に「止まれ」の標識は自転車も止まらなければなりません。飛び出して交通事故にあわないよう気をつけてください。

(財)埼玉国際交流協会のホームページに、日本の交通ルールに関することが掲載されていますので確認してみてください。

<http://www.saga-saitama.or.jp/living/purara.php>

(2) 自転車：自転車を利用する際には、次のことに気をつけてください。自転車でも加害者になる場合があります。運転には十分気をつけてください。

① 車道走る時は車に気をつけ、歩道でも、歩行者に気をつけてゆっくり走ってください。車との事故および歩行者との事故が近年増えています。

② 自転車の盗難が多くありますので必ず鍵をかけてください。(2つ以上が望ましい)

③ 自転車に住所・氏名をはっきり書いておいてください。

④ 自転車を買った場合は、自転車屋で防犯登録制度の手続きをしてください。

⑤ 人に譲ってもらった場合は、譲渡証明書を書いてもらってください。

⑥ 放置された自転車であっても、盗難になりますので絶対に持ち帰らないでください。

- ⑦自転車でキャンパスへ通学する場合は、生協の窓口で自転車の登録をしてくださ  
さい。ステッカーが交付されますので、自転車に貼ってください。貼られて  
いない自転車は撤去されますので注意してください。
- (3) バイク・自動車：運転することは勧めませんが、もし必要な場合には、万一の  
事故に備えて自動車保険に加入してください。
- ①無免許で道路で練習してはいけません。
- ②外国の免許証を持参している人は、日本の免許証に切り替えてください。
- 連絡先：栃木県運転免許センター（0289-76-0110）へお問い合わせください。
- ③国際交流会館、陽東寮の駐車場利用希望者は申請が必要です。

## VI-5 交通事故にあった時の心がまえ

事故を起こしたり巻き込まれた時は、落ち着いて次のように行動してください。

1. 負傷者がした場合、直ちに119番「救急車」に連絡してください。
2. 道路上の危険を除去してください。
3. 小さな事故であってもその場ですみやかに警察へ届けを出し、「交通事故証明  
書」を取り付けてください。
4. 相手側の車のナンバー、運転免許証で氏名・住所・生年月日を控えておいて  
ください。
5. 目撃者がある場合、氏名・住所・連絡先を聞き、控えておいてください。
6. 事故現場の見取り図、事故の経過などのメモを作成し、できれば写真を撮って  
おいてください。
7. 大したことはないと思っても、必ず医師の診断を受けてください。
8. 加入している保険会社があれば、できるだけ早く連絡してください。

## 損害補償について

1. 被害者は、加害者に損害補償として被った損害をすべて請求できますが、被害  
者に過失があれば、過失の割合に応じて損害額を減らされます。
2. 損害賠償は、傷害・後遺症・死亡の三つの場合に分けて算出されます。軽症  
であっても後遺症が出ることもあります。
3. 加害者が任意保険に入っていると、被害者との折衝は保険会社が行ないます。  
当事者同士で勝手に示談などをすると、保険金の支払いが受けられない場合も  
ありますので注意してください。
4. 保険会社（加害者）指示額についても適正かどうか、一度調べてから示談に応じ  
てください。

〈無料交通事故相談〉

宇都宮自動車保険請求相談センター（028-621-6463）へお問い合わせください。

## VI-6 防災（地震のときの心がまえ）

1995年に阪神地域で、また2004年には新潟地域で大きな地震がありました。日本は地震の多い国です。関東地方は近い将来、大きな地震が起きる可能性が高いと予測されています。いざというときどうするか、あなたの避難場所はどこかなど、日ごろから確認しておくことが大切です。

大きな地震が起きたときに一番危ないことは、パニックになることです。あわてて外に飛び出したり逃げようとし、転落や落下物によって怪我することが多いためです。地震が起きたらまず落ち着いて、以下の行動を取るよう心がけてください。

大きな地震が起きたときの行動：

### 1. 自分自身の身の安全を確保する。

（机の下に入り、頭を守る。できるだけ落下物のないところに移動する。火を消す。出口を確保する。）

### 2. あわてて外に飛び出さない。

（最近の建物は地震に耐えられるように造られています。特に高いビルは上の階に行くほど大きく揺れますが、建物自体が崩れる危険性は少ないです。むやみに外に飛び出すと、看板などの落下物でけがをする可能性があります。揺れがおさまるまで、建物の中で待ちましょう。）

### 3. エレベーターは使わない。歩いて避難する。

〈最寄りの避難場所〉

峰キャンパス：宇都宮大学

陽東キャンパス：宇都宮大学工学部

国際交流会館居住者：石井第二団地

陽東寮居住者：宇都宮大学工学部

## VI-7 麻薬所持禁止

日本では麻薬等の所持は禁止されています。一時帰国等の際、空港で知らない人の荷物を預からないようにしてください。

## VI-8 安全のための注意事項

日本は比較的安全な国と言われていますが、夜道の一人歩きやさびしい場所や人気がない場所へ一人で行くことは避けましょう。最近、宇都宮市ではひたたくり事件が多発しています。道路を歩くときや自転車に乗るときは、バッグに気をつけてください。

空き巣事件も多発しています。携帯電話で知らない人からの呼び出しに応答したり、知らない人を部屋に入れないようにしましょう。業者と偽って部屋に入ろうとする人もいますので気をつけてください。

## 〈快適なくらし〉

自分の育った文化環境から離れて日本で新しい生活を始めることは、想像以上にいろいろなストレスを伴うものです。しかしそれは当然のことです。そのようなストレスを積極的に乗り越え、日本での生活や勉強が実り多きものとなるよう、以下に、異文化適応の視点からいくつかのヒントをあげました。

### VI-9 カルチャーショック

カルチャーショックとは、一般的には異なる文化習慣や考え方、行動パターンなどを目の当たりにしてショックを受けることと理解されますが、専門的には、そういった環境で自分が自分らしく振る舞えず、そのために自信を失うことなどからくる心理的に落ち込んだ状態を指します。これは一時的なもので、異文化の適応過程ではだれもが経験するものです。期間や程度は人によって異なりますが、一般的に、自信をなくす、憂鬱な気持ちになる、どんな失敗も自分のせいだと思う、自分に価値がないと思う、という感情を経験しやすくなります。またその結果、日本人と話したくない、授業に出たくないと思うようになったり、食欲がない、眠れないといった身体症状が出る場合もあります。しかし、このような感情が起こるのは、新しい環境に慣れていく過程ではとても自然なことなのです。あせらずにひとつひとつ対処していくことで、いずれ乗り越えることができます。

### VI-10 学校文化の違い

文化によって価値観、行動パターン、コミュニケーション方法が異なることはよく知られています。しかし、「学校文化」の違いについては見落とされがちです。同じ「大学」といっても、文化に基づいた様々なルールや習慣があり、人間関係のあり方、例えば教員と学生の関係や期待される役割は異なり、それが大きなストレス源となることも考えられます。例えば、日本の大学院では指導教員と学生の関係は重要であるといった特徴があります。日本の大学に慣れ、よりスムーズに留学目的を達成するために、このような視点から「学校文化」の違いを常に念頭に置く必要があります。

### VI-11 ストレスへの対処法

ストレスを感じたときや勉強に対する自信をなくした時には、まず自分を楽にする方法を考えましょう。勉強の成果はすぐ目に見えるものではなく、時間をかけて積み重ねるものです。異なる文化で生活し、また勉強上の目標を達成するプロセスにおいては、たまに休憩も必要です。疲れたときは少し休んで、自分の好きな食事や娯楽を楽しみましょう。

また、友達や先生、アドバイザーと話をすることもおすすめします。異文化適応の過程はただのストレスではなく、自分の視野を広げ、自分や周りの人の多様な文化を

理解するための成長の機会だと捉えてください。

## VI-12 人権侵害

宇都宮大学では、教育・研究、その他の活動が、不当な嫌がらせや差別により妨げられることを排除し、職員及び学生等への人権侵害の防止を図り、就労及び修学にふさわしい環境の確保に努めます。大学内で起こりうる不当な嫌がらせや差別による人権侵害には、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントがあります。セクシャル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動で、行為者本人が意図する、意図しないにかかわらず、相手方にとって不快な言動として受け止められる行為をいいます。アカデミック・ハラスメントとは、就労及び修学の場において、地位の上の者が下の者に行う嫌がらせのことをいいます。

人権侵害防止対策：宇都宮大学では、人権侵害を受けた場合の相談窓口として、人権侵害相談員と学外相談窓口を配置しています。

■宇都宮大学各学部・研究科、窓口担当員：

URL：<http://www3.cc.utsunomiya-u.ac.jp/uu/staff/harassment/soudan.html>

■宇都宮大学学外相談窓口（電話相談）

T E L：0120-091-556

受付時間：月、水、金、土、日曜日 10：00～21：00

火、木曜日 10：00～22：00

■Eメール相談

・大学名を明記してください。大学へ報告されたくない場合はその旨を明記してください。

URL：<http://www.t-pec.co.jp/z-shara/BS/index.html>

ユーザー名：utsunomiya-u、パスワード：soudan

## 〈家族との暮らし〉

## VI-13 出産・育児

新しい土地で出産・育児を経験するのは苦労もありますが、大きな楽しみとともいえます。病院選び、経済的負担、育児方法など、いろいろ考えなければなりません。出産関係の費用は国民健康保険の対象とならず、費用負担は各回の検診や出産費用で普通40万～50万円かかります。

出産後、国民健康保険から出産育児一時金39万円（2009年）の支給があります。詳しくは、宇都宮市役所保健福祉部保険年金課国保給付グループ（028-632-2316）へお問い合わせください。

出産・育児には、家族の協力はもちろんのこと、経験のある協力者の存在が大きな助けになります。地域によい友人を作り、助け合える関係を作ることが大切です。



## VI-14 子ども手当

子ども手当は、中学校修了前（15歳到達最初の年度末）までの子どもを養育している人に支給されます。

子ども1人につき13,000円／月

詳しくは、宇都宮市役所子ども部子ども家庭課子育て手当グループ（028-632-2387）へお問合せください。

## VI-15 子どもの教育

### (1) 保育園

保育園は、両親が働いていたり学生だったりして、昼間子どもの世話が十分できない場合に乳幼児を保育するところです。申請には就労あるいは就学等の証明書が必要です。国や市から補助があり、家族の収入に応じて保育料（約6万円／月～全額免除）が異なります。また希望する保育園に空きがあるとは限りません。詳しくは市役所児童福祉課（028-632-2393）へ問い合わせてください。

### (2) 幼稚園

幼稚園は、3歳から5歳の学齢前の幼児を保育し、心身の発達をはかる教育施設です。市内には私立幼稚園43校と国立幼稚園1校があります。私立の授業料は高額で様々ですが保育料の補助制度がありますので、申請時期や条件を早めに知って準備することが必要です。詳しくは宇都宮地区幼稚園連合会（028-625-1084）または最寄りの幼稚園にお問い合わせください。

### (3) 小学校

日本では、小学校の6年間と中学校の3年間は義務教育です。外国人登録をしていれば、6歳になると市役所から就学通知書が保護者宛に届きます。公立小学校は無料ですが、給食費や補助教材等の経費が月に約5,000円程度かかります。家族の収入によって減免制度があります。

## VII 学内施設等

### VII-1 留学生センター

留学生センターは、2002年に大学の共同教育研究施設として設立されました。宇都宮大学では、近年300名を超える留学生を受け入れています。留学生センターは本学の国際化を担う中心的施設として重要な役割を担っています。外国人留学生に対し、必要な日本語・日本事情教育及び修学・生活上の指導助言を行うとともに、留学生交流の推進や海外留学を希望する学生に対する指導助言を行っています。

\* 留学生同士あるいは日本人学生との交流の場として「国際交流スペース」(1階)、国際交流学習室(4階)などが利用できます。

## Ⅶ-2 留学生センター分室

留学生センター分室は、学内の諸機関と連携して工学部の留学生に対する相談業務を行います。また、陽東地区の留学生と地域社会との交流・連携の窓口としての機能も持っています。

<場所> 工学部2号館1階Ⅱ-101室

開室時間：(月) 11時～13時30分 (水)、(金) 13時30分～16時

## Ⅶ-3 留学生・国際交流課

留学生・国際交流課は複合施設2階にあり、留学生に関しては次の業務を行なっています。

- ・外国人留学生の受入に関すること。
- ・学生の海外留学に関すること。
- ・学生の国際交流に関する情報の収集、整理および提供に関すること。
- ・外国人留学生の宿舎に関すること。
- ・地域や日本人学生との交流事業に関すること。
- ・国際交流会館の維持および管理に関すること。
- ・帰国外国人留学生のアフターケアに関すること。

留学生・国際交流課は、留学生関係事業として、オリエンテーション、見学旅行、工場見学、留学生懇談パーティーを実施しており、この他にも様々なイベントや講習会などの情報を提供しています。具体的な企画内容、日時、申し込み方法等は、留学生センターの掲示板あるいは留学生センター分室を通じてその都度連絡しますので、掲示には常にご注意ください。

## Ⅶ-4 生協(宇都宮大学消費生活協同組合)

生協は宇都宮大学の教職員・学生の出資金によって運営されている協同体で、書籍、購買、プレイガイドおよび食堂の営業などを行なっています。

### ・組合加入方法

加入申込み書に必要事項を記入し、学生証と出資金を添えて、大学会館にある生協事務所で申し込んでください。卒業や帰国のため生協を脱退するときには、組合員証を事務所に持っていけば後で出資金を返してもらうことができます。組合員になれば、生協が運営する食堂・購買店舗を利用でき、また書籍購入時にはすべての本を10%引きで購入することができます。詳しくは、生協ホームページや生協窓口で確認してください。

URL： <http://www.univcoop.jp/udai/>

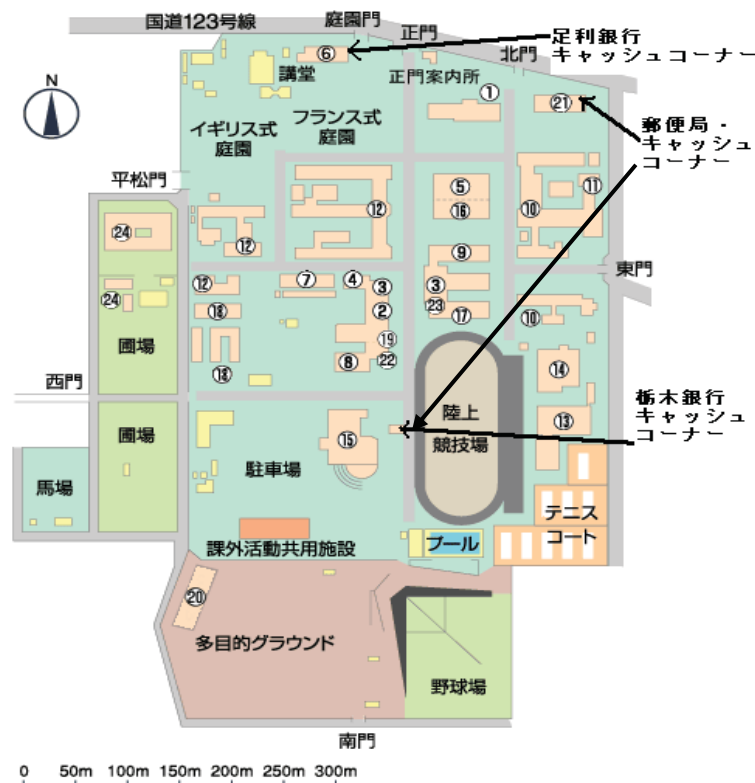
## VII-5 銀行・郵便局

宇都宮大学内に足利銀行及び栃木銀行のキャッシュコーナーがあります。

複合施設1階のコンビニエンスストアに接して、キャッシュコーナーがあります。

複合施設1階には「宇都宮大学内郵便局」もあります。郵便業務の他、貯金、保険等も郵便局で取り扱いがあります。取り扱い時間は以下のとおりです。

- ・郵便 月－金 9：00－17：00
- ・貯金 月－金 9：00－16：00
- ・保険 月－金 9：00－16：00
- ・キャッシュコーナー  
月－金 9：00－17：30  
土 9：00－17：00



## VIII その他

留学生活上の参考になるホームページ

(独) 日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp/>

(独) 日本学生支援機構ポータルサイト <http://www.g-studyinjapan.jasso.go.jp/>

(財) 栃木県国際交流協会 <http://tia21.or.jp/>

## あとがき

本ガイドブックの作成に当たっては、各大学の留学生ガイドブック等の文献を参考にさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

また、本ガイドブックは、外国人留学生の指導に当たっておられる指導教員、チューターなどを対象にしています。

電気通信大学

名古屋大学

東京工業大学

東北大学